



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 水
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 真部 誠司
(コード 7538 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部副本部長 重光 誠
兼総務広報部長
(TEL 06-6469-3000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 80 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及を考慮して、株主総会を招集する場合に、株主総会参考書類等に記載又は表示すべき事項に係る情報を、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるようにするための規定を新設するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。今後、当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役が選任された場合についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 22 条(変更案第 23 条)及び現行定款第 30 条(変更案第 31 条)の規定の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 22 条(変更案第 23 条)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更及び会社法の改正に伴う本文中の条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章・第 2 章 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第 13～第 16 条 (条文省略) (新設)	第 1 章・第 2 章 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第 13～第 16 条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>

<p>第17条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 第18条～第21条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第22条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第23条～第25条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 第26条 (条文省略) (選任方法) 第27条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (条文省略) 第28条 (条文省略) 第29条 (条文省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、<u>第27条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は</u>、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。 (監査役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第31条・第32条 (条文省略) 第6章 計 算 第33条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第19条～第22条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第23条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり) 第5章 監査役および監査役会 第27条 (現行どおり) (選任方法) 第28条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (現行どおり) 第29条 (現行どおり) 第30条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、<u>第28条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は</u>、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。 (監査役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第32条・第33条 (現行どおり) 第6章 計 算 第34条～第38条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月23日

定款変更の効力発生予定日

平成27年6月23日

以上